

リスク管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 EPO(以下「この法人」という。)におけるリスク管理に
関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的と
する。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人の役員および職員(以下「役職員」という。)に適用される。

(定義)

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不
利益を生じさせるすべての可能性をいい、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、
財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何
を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 役職員の責務

(具体的リスクの回避等の措置)

第4条 役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容
及び程度を適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、
その回避、軽減及び移転その他必要な措置(以下「回避等措置」という。)を事前に講じなければ
ならない。

2 役職員は、上位者を含む他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める
場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具
体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第5条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理
的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で初期対
応を行う。

2 役職員は、具体的リスクの発生を認知した後速やかに、上位者に報告を行う。

3 理事長及びマネージャーは、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関係部署に必要な
連絡及び指示をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、適切にこれを処理

する。

(守秘義務)

第6条 役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得したこの法人及びこの法人の関係者に関して、秘密を保持しなければならない、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第7条 この法人は、次条に定める緊急事態が発生した場合、理事長またはマネージャーをリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第8条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、この法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害、地震、風水害等の災害

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② この法人の活動に起因する重大な事故

③ 役職員に係る重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

② この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

③ 内部者による背任、横領等の不祥事

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

(6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第9条 緊急事態の発生を認知した役職員は、次項に定めるところにより通報を行わなければならない。

2 緊急事態通報に当たっては以下に留意する。

① 情報の正確性よりも「早く伝える」ことを優先する

② 最も適切で臨機応変な手段を使う

(情報管理)

第 10 条 緊急事態通報を受けた理事長またはマネージャーは、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。

(事業継続検討会議)

第 11 条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、理事長は、必要に応じて事業継続検討会議を設置するものとする。

(事業継続検討会議の構成)

第 12 条 事業継続検討会議は、理事長を議長とし、ディレクター、マネージャー、及び必要な人員で構成される。

(事業継続検討会議の実施事項)

第 13 条 事業継続検討会議の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析
- (2) 被害状況の把握
- (3) 初期対応の決定及び指示
- (4) 対外広報又は対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定
- (5) 当日及び翌日の営業方針の決定
- (6) その他必要事項の決定

(報道機関への対応)

第 14 条 緊急事態に関して報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来さない範囲において、取材に応じる。

(届 出)

第 15 条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。

2 前項に規定する届出は、理事長またはマネージャーがこれを行う。

(事業継続検討会議の解散)

第 16 条 事業継続検討会議は、緊急事態が解決し、かつ対策の実施が完了したとき、これを解散する。

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。